

**医療法人社団瑞鳳会**  
**ハートフロア松岡 重要事項説明書**

#### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 瑞鳳会	主たる事務所の所在地	〒500-8185 岐阜県岐阜市元町3丁目16番地
代表者（職名・氏名）	理事長 松岡 正治	設 立 年 月 日	1995年4月7日
電 話 番 号	058-266-6888		

#### 2. 事業所の概要

##### 1) 短期入所生活介護の指定番号及びサービス提供地域等

事業所の名称	ショートステイ松岡	サービスの種類	短期入所生活介護・予防短期入所生活介護
事業所の所在地	岐阜市東金宝町2-12-6	事業所番号	岐阜市指定第 号
電話番号	058-266-6888		
通常の営業地域	岐阜市、瑞穂市、各務原市、岐南町、笠松町、関市、山県市、羽島市、本巣市（※地域以外のご利用についてはご相談に応じます）		
利用定員	20名	第三者評価の実施	実施無し

##### 2) 事業所の職員体制

職種	員数	業務内容
管理者	1名	事業所における職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うと共に、短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護計画書（以下「介護計画書」という。）の作成、介護計画書評価を行う
生活相談員	1名以上	短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、利用者又は家族からの相談対応を行い、介護サービス実施報告書作成、介護職員、介護支援専門員、医療機関等との連絡・連携を行う
介護職員	4名	利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援又は介護を行うものとする。
看護職員	1名以上	医師の指示に基づき短期入所生活介護等での医療行為の提供を行い、利用者の介護・健康管理等を行うものとする。
機能訓練指導員	1名以上	個別機能訓練計画書（以下「機能訓練計画書」という。）を作成し、身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施する。

##### 3) 営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで。前述の営業日、営業時間のほか電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
サービスの提供	24時間

#### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者（利用者）が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、利用者に対し介護予防短期入所生活介護サービスまたは短期入所生活介護サービス（以下、短期入所生活介護サービスという）を提供します。
運営の方針	1) 利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を維持、向上できるようその有する能力に応じて日常生活上の介護及び機能訓練を行うものとする。 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努め、利用者との間に信頼のかけはしを築くものとする。 3) 事業の運営に当たっては、地域社会や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。

#### 4. 提供するサービスの内容及び費用について

##### 1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
短期入所生活介護計画の作成	1) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。 3) 短期入所生活介護計画の内容について利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4) それぞれの利用者に、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。	
食事	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。	
日常生活上の世	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対し、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。

話	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能	日常生活動作	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
訓練	レクリエーション	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動等	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

##### 2) 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

- 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について（1日あたり）

サービス内容	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ご契約者の要介護度とサービス利用料金（負担割合1割）	479円	596円	645円	715円	787円	856円	926円
ご契約者の要介護度とサービス利用料金（負担割合2割）	958円	1,192円	1,290円	1,430円	1,574円	1,712円	1,852円
ご契約者の要介護度とサービス利用料金（負担割合3割）	1,437円	1,788円	1,935円	2,145円	2,361円	2,568円	2,778円

※ 連続して30日を超えて当事業所に入所された場合、連続30日を超えた日から1日につき利用料が（利用者負担:1割30円、2割60円、3割90円）減算されます。

- 加算料金（以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。）

加算内容	算定回数等	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上連携加算(Ⅱ) ※ <sup>1</sup>	1ヶ月につき	100	100円	368円	552円
機能訓練体制加算 ※ <sup>2</sup>	1日につき	12	12円	24円	36円
個別機能訓練加算※ <sup>3</sup>	1日につき	56	56円	112円	168円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	184	184円	368円	552円
看護体制加算（Ⅰ）※ <sup>4</sup>	1日につき	4	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）※ <sup>4</sup>	1日につき	8			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）※ <sup>5</sup>	1ヶ月につき	総単位数 ×13.6%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割

※<sup>1</sup> クリニック等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※<sup>2</sup> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員等を配置している場合に算定します。

※<sup>3</sup> 理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。

※<sup>4</sup> 看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。

※<sup>5</sup> 介護職員等の処遇を改善するため賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。

#### 5. その他の費用について

送迎費	利用者の居宅が、通常の見送迎の実施地域以外の場合、送迎に要する費用の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費はその事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり50円とします。	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。※但し、体調不良・入院等の場合は除く	
	利用予定の当日までご連絡のない場合	1,800円（1日分の食事代）
食費	1日につき1,800円。（朝食400円、昼食750円、夕食650円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。）また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。	
おやつ/ドリンク代	1日につき100円。	
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。	

##### 6. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1) 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2) 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月の引き落とし日までに郵送します。
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1) サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ①事業者指定口座への振り込み / ②利用者指定口座からの自動振替 / ③現金支払い 2) お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なとなります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

#### 7. サービスの提供に関する事項

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が

利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 8. 虐待の防止のための措置に関する事項

- 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- 虐待防止の為の指針の整備をします。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会、研修会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

## 9. 身体拘束に関する事項

- 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1) 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ ん。また、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませ ん。 2) 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）につ いては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追 加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしま す。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 11. 緊急時の対応方法

- サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- 家族または緊急連絡先に繋がらない場合、事業所の判断で医療機関への受診をして頂く場合があります。その際の費用は利用者または利用者の家族にお支払いいただきます。

## 12. 事故発生の対応

- サービスの提供により、ご利用者に事故が発生した場合は速やかにご家族または緊急連絡先へ連絡いたします。
- 必要な場合において、市町村、その他関係機関へ連絡を行います。
- サービスの提供により利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 13. サービス利用にあたっての禁止事項・ハラスメント対策について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

## 14. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 事業所における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を開催します。
- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to実施します。

## 15. 事業継続計画の策定について

- 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to実施します。

- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 16. 苦情申立・虐待相談窓口

- 当事業所窓口  
事業所名：ハートフロア松岡 担 当：藤野勝郁  
電 話：058-266-8678 受付時間：平日 9：00 ～ 17：00
- その他窓口  
岐 阜 市 介 護 保 険 課 支 援 係 電 話：058-214-2093  
岐 阜 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 介 護 障 害 課 苦 情 相 談 係 電 話：058-275-9826

## 17. 事故発生の対応

- サービスの提供により、ご利用者に事故が発生した場合は速やかにご家族または緊急連絡先へ連絡いたします。
- 必要な場合において、市町村、その他関係機関へ連絡を行います。
- サービスの提供により利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 18. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

以上

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

説明日	_____年 _____月 _____日
【事 業 者】	【事 業 所】
所 在 地：岐阜県岐阜市元町 3-16	所 在 地：岐阜県岐阜市東金宝町 2-12-6
名 称：医療法人社団瑞鳳会	名 称：ハートフロア松岡
代 表 者：理事長 松岡 正治	説 明 者：_____

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

同意日	_____年 _____月 _____日
_____	【ご 利 用 者】
_____	住 所：
_____	氏 名：
_____	_____
_____	【ご家族・代理人】
_____	住 所：
_____	氏 名：
_____	_____
_____	続 柄：